

大牟田市排水対策基本計画策定業務 委託仕様書（案）

1. 適用

本仕様書は、「大牟田市排水対策基本計画策定業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

2. 業務目的

大牟田市では、令和2年7月の豪雨により市内各所で浸水被害が発生し市民生活に大きな影響がでた。今後も発生し得る豪雨災害から市民の生活を守るため、雨水排水対策を戦略的に実施する必要がある。少ない投資で高い浸水軽減効果を発現させるため、「大牟田市排水対策基本計画」の策定を行うもの。

3. 業務範囲及び履行期間

本業務の業務範囲及び履行期間は以下のとおりとする。

- (1) 業務範囲 : 大牟田市における市街化区域全域、並びに市街化調整区域内の河川（二級河川、準用河川、普通河川）周辺を含む区域（40 k m²）
- (2) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和5年3月30日（木）

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務目的を確認し、業務計画を策定する。

(2) 資料収集整理

対象地区の河川・水路に関する資料、水門・樋門、排水機場等、雨水排水施設に関する資料、雨量、水位、浸水実績に関する資料、基図データ、地盤データを収集整理する。

(3) 現地踏査

浸水特性の把握、河川・水路の状況、水門・樋門、排水機場等の状況を確認するため、現地踏査を行う。

(4) 浸水解析モデルの構築

対象地区の内水氾濫特性等を表現するための浸水解析モデルを構築する。構築モデルは、地盤高を表現する地形モデル、河川・水路を表現する河川・水路モデル、水門・樋門、排水機場を表現する施設モデルを組み合わせたものとし、2次元氾濫不定流解析モデルとして構築する。

(5) 浸水解析による再現計算

令和2年7月の豪雨を対象として、浸水解析（再現計算）を実施する。

(6) 浸水解析による弱点箇所の抽出

感度分析を行い、浸水解析により、弱点箇所を抽出する。弱点箇所の抽出は、今後の対策案の抽出を見据えたものとする。

(7) 浸水解析による対策案の検討

抽出した弱点箇所に対して、少ない投資で高い浸水軽減効果を発揮できるよう対策案を検討する。対策案の検討にあたっては、目標とする浸水軽減効果を設定する。構築した浸水解析モデルを適用して、感度分析的に現実的な対策案を抽出する。

(8) 大牟田市排水対策基本計画の検討

各対策案に対して、概算事業費をそれぞれ算定し、整備に要する期間等を勘案し、短期対策、中期対策、長期対策の視点で、それぞれ、浸水軽減効果を整理する。排水対策基本計画（案）として整理し、学識経験者や関係機関より構成される検討委員会等を踏まえて、排水対策基本計画を策定する。

(9) 報告書作成

本業務の成果として検討結果を踏まえ、報告書を作成する。

5. 打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとする。

- (1) 業務着手時 1回
- (2) 中間打合せ 5回
- (3) 成果物納入時 1回

6. 特記事項

本業務は、大牟田市が実施する社会資本総合整備計画（災害に強いまちづくり（防災・安全））に基づくものであり、その主旨を十分に理解し遂行するとともに、地域ごとの公表資料についても作成するものとする。

7. 留意事項

土地、建物等への立入りは、あらかじめ当該土地、建物等の所有者又は使用者に連絡し、その承諾を得ること。なお、立入りを拒否されたときは、発注者に連絡し、その指示に従うこと。

立入りにあたっては、身分を示す証明書、腕章等を携帯し、関係者の請求があったときは、これを明示すること。なお、調査員は、不快感を与えないように服装及び言動に注意すること。

8. 技術提案

本業務は、技術提案の提出を求める業務である。

なお、具体的な実施方法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

9. 成果品

成果品の提出先は、大牟田市 都市整備部 土木建設課とする。

10. 資料の貸与

発注者は、調査業務の遂行に必要な資料については貸与する。この場合受注者は、資料を慎重に取り扱うこととし、業務完了とともに、発注者に返却することとする。また、貸与した資料について、破損紛失等重大な過失が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。

11. 機密の厳守

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

12. その他

- (1) 委託費には、検討委員会等開催支援に係る費用を含むものものとする。
- (2) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果品の一部として提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める事項の履行が困難となった場合は、監督職員と協議すること。
- (4) 本仕様書に定めがない事項について疑義が生じたとき、及び別に定める必要が生じたときは、協議のうえ定めるものとする。